

## 沖縄県振興審議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則121号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部会の設置・所掌事務)

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

## (部会長・副部会長)

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、部会長は当該部会に属する委員のうちから、副部会長は当該部会に属する委員又は専門委員のうちから、それぞれ指名しなければならない。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

## (正副部会長合同会議)

第3条の2 審議会に、正副部会長合同会議を置く。

2 正副部会長合同会議は、部会長及び副部会長で構成する。

3 正副部会長合同会議は、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議を行う。

4 正副部会長合同会議は、総合部会長が主宰する。

## (部会への出席等)

第4条 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び専門委員は第2条第2項の事項について、当該事務を所掌する部会長に対し、意見書を提出することができる。

## (専門委員会の設置・所掌事務)

第5条 部会にその所掌事務を分掌させるため、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(報告)

第6条 部会長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、正副部会長会議における調整を経たのち、その結果を会長に報告する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議及び部会の会議は、原則として公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成11年11月24日から施行する。

(平成17年5月19日 一部改正)

(平成21年10月5日 一部改正)

(平成22年2月18日 一部改正)

(平成28年9月28日 一部改正)

(令和元年7月16日 一部改正)

別表（第2条関係）

| 部会名            | 所掌事務   |
|----------------|--|
| 総合部会           | 基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関すること                                    |
| 産業振興部会         | 情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること                   |
| 文化観光<br>スポーツ部会 | 観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること  |
| 農林水産業<br>振興部会  | 農林水産業等に関すること   |
| 離島過疎地域<br>振興部会 | 離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること   |
| 環境部会           | 公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること   |
| 福祉保健部会         | 社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること  |
| 学術・人づくり<br>部会  | 教育・人材育成、歴史、学術等に関すること   |
| 基盤整備部会         | 県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること |

沖縄県振興審議会運営要綱（平成11年11月24日沖縄県振興審議会会長決定） 新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(部会長・副部会長)</p> <p><b>第3条</b> 部会に、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、当該部会に属する委員のうちから、副部会長は当該部会に属する委員又は専門委員のうちから、それぞれ指名しなければならない。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(正副部会長合同会議)</p> <p><b>第3条の2</b> 審議会に、正副部会長合同会議を置く。</p> <p>2 正副部会長合同会議は、部会長及び副部会長で構成する。</p> <p>3 正副部会長合同会議は、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議を行う。</p> <p>4 正副部会長合同会議は、総合部会長が主宰する。</p> <p>(部会への出席等)</p> <p><b>第4条</b> 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員及び専門委員は第2条第2項の事項について、当該事務を所掌する部会長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>(報告)</p> <p><b>第6条</b> 部会長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、<u>正副部会長合同会議における調整を経たのち</u>、その結果を会長に報告する。</p> | <p>(部会長・副部会長)</p> <p><b>第3条</b> 部会に、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、部会長は、<u>委員のうちから</u>指名しなければならない。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(新設)</p> <p>(部会への出席等)</p> <p><b>第4条</b> 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(報告)</p> <p><b>第6条</b> 部会長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、<u>その結果を会長に報告する。</u></p> |

(会議の公開)

**第7条** 審議会の会議及び部会の会議は、原則として公開するものとする。

別表 (第2条関係)

|      |  |
|------|--|
| 総合部会 | 基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、 <u>跡地利用</u> 、県民生活等に関すること |
|------|--|

(略)

|                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| <u>文化観光</u><br><u>スポーツ部会</u> | 観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること |
|------------------------------|-----------------------------|

**附 則**

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

(会議の公開)

**第7条** 審議会の会議は、原則 公開するものとする。

別表 (第2条関係)

|      |  |
|------|--|
| 総合部会 | 基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、 <u>跡地利用</u> 、県民生活等に関すること |
|------|--|

(略)

|                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| <u>観光・交流</u><br><u>産業部会</u> | 観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関すること |
|-----------------------------|-----------------------------|

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。